

衛生第70号

平成8年7月30日

財団法人 日本中毒情報センター

理事長 殿

厚生省生活衛生局長

家庭用品危害情報制度への協力方について（依頼）

家庭用品の使用に伴って発生する危害についての情報収集は、家庭用品の安全性確保を図る上でも重要であります。

このため、厚生省では、昭和54年度から家庭用品危害情報制度を発足させ、国内の家庭用品危害情報を早期に収集し、これらの情報を省内に設置する家庭用品専門家会議危害情報部門において検討いただき、その評価に応じて必要な行政措置を講ずることとしております。

つきましては、貴センターにおかれましてもモニター施設として本制度にご参加いただきたいと存じます。

業務多忙の折、誠に恐縮とは存じますが、本制度の趣旨にご賛同のうえ、何分のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

なお、とりまとめた家庭用品危害情報につきましては、そのフィードバックに努めたいと考えております。